

「宇治茶生産景観継承支援事業」の概要について

- 1 事業内容… 宇治茶の世界文化遺産登録構成資産候補である山裾から山頂まで茶園がつながる「山なり茶園」について、その景観を継承するため、景観に配慮した新植・改植や被覆棚と被覆資材の整備を支援
- 2 事業実施基準等
 - (1) 事業実施地区…宇治茶の世界文化遺産の構成資産候補所在地区であること
 - (2) 受益茶園…事業実施地区における景観ビューポイントから見える傾斜度5度以上の茶園であること
 - (3) 受益農家…認定農業者又は「京力農場プラン」の「地域の中核的担い手」に位置づけられた担い手であり、かつ茶生産者が組織している茶生産組合に所属していること
 - (4) 補助対象…改植・新植、新たに整備する被覆棚と被覆資材（被覆棚と同時導入の場合に限る）
 - (5) 事業実施主体…農協又は農業者の組織する集団
 - (6) 受益戸数・受益面積…1農家1筆当たり3a以上
 - (7) 生産計画…茶畑景観と茶業経営の維持を図るための生産計画が策定されていること
 - (8) 補助率…1/2以内
- 3 事業実施期間… 平成27年度から平成29年度までの3年間